

最終更新日: 2015年7月17日

株式会社ヤガミ

代表取締役社長 小林 啓介

問合せ先: 経営管理本部長 長谷川 和久

証券コード: 7488

<http://www.yagami-inc.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、取締役は経営責任と業務遂行責任の両面を意識した体制のもとに取締役会を開催し、対応すべき経営課題や重要事項の決定について十分に議論、検討を行なった上で、迅速かつ的確な経営判断を行なうことを基本としております。またコーポレート・ガバナンスの実効性を確保し、投資者、ユーザー等のステークホルダーの信頼を高める方針であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社やがみビル	2,880,000	42.34
有限会社八世クリエイト	530,080	7.79
株式会社八神製作所	310,000	4.56
八神 基	180,000	2.65
ヤガミ従業員持株会	135,140	1.99
八神 昌裕	121,000	1.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	106,000	1.56
小林 知佳代	75,000	1.10
小林 啓介	71,000	1.04
JPMCC CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT	60,000	0.88

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	株式会社やがみビル (非上場)

補足説明 更新

【大株主の状況】

平成27年4月20日現在の株主名簿を基準としており、同時点において自己株式1,379,799株を保有しております。また、平成27年6月18日開催の取締役会決議に基づき、平成27年6月19日付で新たに自己株式175,000株を取得しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	4 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

グループ経営の観点等から親会社と少数株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を行うときは、取締役会に付議し、慎重な審議のうえ、これを決定することとしており、少数株主に不利益を与えるようなことがないように適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	12 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
建守 徹	弁護士											○
福田 哲三	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
建守 徹	○	○	——	弁護士として豊富な経験を有し、その高い専門性と幅広い見識から、社外取締役として適任と判断しております。 また、当社、関連会社、主要な取引先等における業務執行者に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断し、独立役員に指定しております。
福田 哲三	○		——	長年の銀行での勤務から、企業財務に関する十分な知識を有しており、社外取締役として適任と判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 **更新**

なし

現在の体制を採用している理由 **更新**

監査等委員会を補助すべき専任の担当者は置いておりませんが、内部監査室および経営管理本部と日常的に連絡を密にし、必要な資料や情報の提供を適宜求めるなど、職務の遂行が円滑に行える体制を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

監査等委員会は当該内部統制システムの有効性を前提としながら、内部監査室より監査計画及び結果の報告を受け、適宜指示を行っております。また監査等委員会は、会計監査人の監査計画について会計監査人と意見交換のうえ策定するとともに、期中監査について適時監査講評を受け、必要に応じて説明を求め、四半期レビュー及び期末監査の報告を受け意見交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業務執行取締役に対する報酬の構成要素の一つとして、各取締役の経常利益に対する業績貢献度に応じて評価し、決定する貢献度報酬部分を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

全取締役の報酬等の総額は、事業報告及び有価証券報告書で開示しており、当社のホームページにも掲載しております。平成27年4月期の報酬等の総額は132,778千円(取締役4名)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬額については、短期および中長期の目標に対する達成状況をもとにした業績連動型の報酬制度を導入しており、株主総会で承認された限度範囲内で決定しております。
なお、ストックオプション制度、及びそれに関連する融資制度は設けておりません。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役を補助すべき専任の担当者は置いておりませんが、内部監査室および経営管理本部が適宜必要なサポートを行っており、日頃から、必要事項の連絡、資料の送付などを行い、連絡を密に取り合っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社はコーポレートガバナンス体制として、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名(社内取締役3名)と、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、原則として毎月1回、また必要に応じて随時開催しており、法令及び定款に定める事項のほか、業務執行を含む経営に関する重要な事項の審議・決定を行っております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、原則として毎月1回、また必要に応じて随時開催しており、内部統制システムを利用して、監査等委員以外の取締役の職務執行について監査・監督を実施しております。

会計監査人は、監査法人東海会計社を選任し、正しい経営情報を提供するなど、公正な立場から監査が実施される環境を整えております。

上記の他、内部監査部門として内部監査室を設置(専任1名)し、社内の管理や業務手続の妥当性を含め監査・調査を定期的の実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

取締役会における議決権を有する監査等委員である取締役により、取締役会の監督機能を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化を図ることを目的として、当社は監査等委員会設置会社の体制を選択しております。監査等委員会の構成員の過半数を社外取締役とすることで、経営の健全性の維持・強化を図っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算日は4月20日でありますので、株主総会の開催日は7月中旬となり、集中日は外れております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	http://www.yagami-inc.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当部署は総務部として、IR担当(責任者)は経営管理本部長としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の企業活動の原点である経営理念において「ユーザーのもとへ最適な品質の商品を提供する使命を持つ」のほか、社員・地域社会・国家・株主への使命を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を認証取得し、継続的な改善を実施しております。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 **更新**

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、法令及び定款を遵守するとともに、高い倫理観を持って事業を運営していくため、倫理規程を定め取締役及び使用人が遵守すべきものとしております。また企業行動倫理委員会を設置して本規程の遵守及び理念の徹底を図るとともに、スピーク・アップ制度の通報窓口とする体制をとっております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役会規程、稟議規程及び文書管理規程に従って、取締役会議事録、稟議書などの重要書類、決裁書類を保存媒体に応じ十分な注意を払って、保存・管理に努める体制をとっております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク管理体制の基本規程として定めた経営危機管理規程について一層の周知徹底を図るとともに危機の未然防止意識向上のため、危機管理委員会による教育、マニュアルの作成配布及びシュミレーショントレーニングを実施することとしております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、監査等委員会を設置し、業務執行の一部を取締役に委任するとともに、取締役会の監督機能を強化しております。また取締役会を定期的に(月1回)開催し、重要な業務執行に係る意思決定と効率的な業務執行を行うとともに、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定め、職務執行を適正かつ効率的に行う体制を整備しております。
5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、関係会社管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告義務を負わせる一方、グループ全体のリスク管理について定める経営危機管理規程を策定し、同規程においてグループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しております。さらに、当社グループのリスク管理を担当する機関として危機管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応を審議しております。また、グループ経営計画を策定し、グループ全体の重点経営目標および予算配分等を定めるとともに、倫理規程を作成し、当社グループの全ての役職員に周知徹底する体制を整備しております。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
当社は、当面監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は置かないこととしておりますが、内部監査室および経営管理本部と日常的に連絡を密にし、必要な資料や情報の提供を適宜求めるなど、職務の遂行が円滑に行える体制を確保しております。なお、監査等委員会がその職務を補助する取締役及び使用人を必要と認める場合、取締役は監査等委員会と協議を行うこととし、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置くときには、人事異動や評価等について監査等委員会の意見を尊重するものとしております。
7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
当社の取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、その他取締役会または監査等委員会が定めた事項につき、速やかに報告するものとしております。
8. 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員会に対して、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、その他取締役会又は監査等委員会が定めた事項につき速やかに報告するものとしております。
9. 監査等委員会に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないこととしております。
10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしております。
11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、代表取締役と適宜意見交換を行う一方、会計監査人との緊密な連携を保ち、効率的かつ効果的な監査を行うこととしております。また監査等委員は、監査・監督に必要と認めた場合には、外部専門家(弁護士及び公認会計士等)と連携するものとしております。
12. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、経理について規程を定め、法令及び会計基準に従って適正な会計処理を行っております。また内部監査室を設置し、全社的な内部統制、業務プロセス、IT全般統制の整備と運用状況の評価と改善を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 **更新**

当社は、反社会的勢力や団体と一切の関係を排除し、「三ない」即ち「金を出さない」「利用しない」「恐れない」を基本方針としております。反社会的勢力や団体の動きに関しては業務監視委員会を設置し、委員長には経営管理本部長がその任に当たっております。また関係行政機関と連携を密にし、不法、不当な要求に対して断固たる姿勢で臨み、早期に対処する体制を整備しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 当社は、情報取扱責任者である経営管理本部長が、総務部の適時開示担当者に情報を伝達し、名古屋証券取引所の規則に従い、適切に開示する体制をとっております。

2. 決算情報及び決定事項に関する情報と発生事実に関する情報は、情報管理者より、総務部の適時開示担当者に開示の要否等を確認のうえ、代表取締役社長に報告され、原則として取締役会の承認を得て開示しております。ただし、発生事実に関する情報のうち緊急性を要するものは、代表取締役社長の承認を得て遅滞なく開示し、後日の取締役会において報告しております。

3. 総務部の適時開示担当者は、情報取扱責任者より伝えられた情報について、適時開示の要否を判断し開示方法を検討のうえ、適時開示の承認を得た情報について速やかに開示しております。

4. 名古屋証券取引所に開示した情報は、全て記者クラブに資料を投函し、決算情報を中心に、自社のホームページへ掲載しております。

